資料3

芸術文化活動支援のあり方(文化会館)

05.9.16

文化審議会文化政策部会

上原 恵美

1.地域における文化会館の現状

戦後、経済の高度成長期を経てようやく自治体で「文化行政」が取り組まれるように なったのは、1970年代後半である。文化施設も順次整備され、図書館、博物館、美 術館については、そのコンセプトも単なる「ハコモノ」ではなく、それぞれの機能を果 たす機関として確立されてきた。図書館法、博物館法の存在が大きいことはいうまでも ない。

文化会館については、公会堂、公民館、市民会館、文化会館、劇場、コンサートホー ルという一連の「文化施設」整備の流れの中で、その性格は「集会施設」「多目的ホール」 から「芸術専門ホール」「創造の場」へと発展してきた。

法律がないため、地域の創意工夫で様々な取り組みが生まれてきたことは評価され るが、一方で「ハコモノ」として建設される「文化会館」も未だ多い。

現状は様々な「文化会館」が混在し、圧倒的多数を占める「集会施設中心の多目的ホ ール、貸し会場としての文化会館」という「ハコモノ」概念が一般化している。

各種の文化会館に対する事業補助制度や2001年12月の文化芸術振興基本法は、 「文化会館」の事業を支援し、「ハコモノ」概念からの脱却を促す一連の流れであった。

しかし、2003年6月の地方自治法第244条の2の改正による指定管理者制度の 導入によって「芸術専門ホール」や「創造の場」としての劇場の存立基盤が危ぶまれる 状況になってきている。

加えて、地方財政の悪化によって文化会館の存続が難しくなったり、市町村合併によって一つの市の中に複数の、場合によっては5 - 6の文化会館が置かれるという状況が 生じている。指定管理者制度の導入もふくめて、いずれにしても自治体の文化政策のあ り方が問われている現状である。

一方で合併特例債により、新たな文化会館が建設されるという動きもある。

2.法律や制度の面から文化芸術活動を支えること

文化芸術を支えるための法律や制度を整備するとともに、他省庁所管の法律や制度 の改変に対して「芸術文化振興」の視点からのアセスメントが必要である。

また、法律の解釈、説明についても十分注意を払う必要がある。

たとえば、地方自治法第244条の2の改正に関連して、次のような問題が指摘される。

・自治行政局長の「通知」について

指定管理者の選定にあたっては「原則公募」といわれているが、これは法律事項で はなく、総務省自治行政局長「通知」(総行行第87号 平成15年5月17日)の なかで「複数の申請者に事業計画書を提出させること」が「のぞましい」と記述され ているにすぎない。2000年4月の地方分権一括法以後「通達」による「行政指導」 は廃された。が、実際には残念ながら自治体側では未だこの「通知」を「通達」と解 釈してそれに従うなど、「原則公募」が、ひとり歩きをしている。

・総務省自治行政局行政課作成の全国への説明について

地方自治法改正後、総務省自治行政局行政課が全国の説明会で配付した資料は、 法改正によって民間事業者のノウハウを活用した公の施設の管理が可能になると説明 し、そのあとに、具体的事例として次のような例があげられていた。

体育館 民間のフィットネスクラブ 文化センター・美術館・博物館 ホテル・リゾート・文化芸術館連企業 図書館 出版・書籍関連企業

数ある「公の施設」のなかで最も注意深い配慮が必要な文化施設を事例として紹介 したことは大いに問題である。

指定管理者制度の問題点(たとえば創造活動を展開している劇場にとって期間を 定めての指定は、事業展開に大きな支障をもたらす)を整理し、日本の文化芸術を支 えるために何が必要かという視点から、法の不備を補う措置をとること。

公益法人制度改革の中で、芸術、文化をになう非営利組織にふさわしい法人制度、 税制のあり方について検討を加え、法・制度を事前に準備すること。

3.「劇場」概念の確立

自主創造型劇場、コミュニティ・アーツ・センターなど創造活動を展開する劇場など と、貸し館が主たる事業である文化会館や集会施設である公会堂、公民館、市民会館を 同一の俎上に載せないこと。

そのために次のようなことが考えられないか。

・劇場法や劇場事業法(芸団協提案)の整備に向けて検討すること

・「望ましい基準」を設定すること

参考: 芸団協「芸能による豊かな社会づくりのために-提言と具体化への道筋 Part I」 (2004年3月)

4.補助制度による誘導

1990年には日本芸術文化振興基金、メセナ協議会が発足し、文化庁のアーツ・プランとともに地域の文化会館の事業に対する補助制度が整備されてきた。

今後は、たとえば「望ましい基準」と連動した補助制度により、地域における創造活動や芸術文化活動を活性化する事業を支援することが大切である。平成14年度に創設された「芸術拠点形成事業」はその好例といえ、今後ともこのような助成のあり方が望まれる。

5.国立施設としてふさわしい活動の推進

様々な地域格差のなかでも、芸術文化の分野における格差はとくに大きいことをふま え、文化芸術基本法第2条(基本理念)第3項にうたわれている「居住する地域にかか わらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、またはこれを創造することができる ような環境の整備が図られなければならない」を実現すること。

たとえば、新国立劇場で制作したオペラ、演劇、バレエなどを、首都圏外在住者が首 都圏在住者と同等の条件で鑑賞できるような仕組みを整えること。

現状では、上演する劇場、自治体の負担が大きく、上演の機会が限られている。特にオペラやバレエについては多額な経費がかかり、実現が困難である。